

# Jクラブホームスタジアムへのコンセッション制度活用に関する研究

スポーツクラブマネジメントコース

5012A306-9 桂田 隆行

研究指導教員 間野 義之 教授

## 1. はじめに

Jリーグ(2011)は、理想のスタジアムとしての8つの哲学を掲げており、その中に、陸上トラックのないスタジアム、街なかスタジアム、多機能複合型スタジアムが記載されている。Jリーグホームスタジアムの新設計画・構想においても北九州市や広島市において陸上トラックのない、街なかスタジアムが狙上にあがっている。また、2012年2月から施行されたJリーグクラブライセンス制度の基準を満たすためのスタジアム改修工事が各地で行われている。

Jクラブホームスタジアムの場合、その収益性の低さのために地方自治体または独立行政法人が所有するスタジアムがほとんどであることから、スタジアムの建設・運営に関しては、自治体等との密な連携が肝要である。濱田(2009)の調査によると、調査当時のJリーグスタジアムの公共の32のスタジアムのうち、スタジアムの管理運営において「管理許可制度」を導入しているスタジアムは1つ、「指定管理者制度」を導入しているスタジアムは30あるとのことであり、Jリーグスタジアムについては、「指定管理者制度」が主流となっていることがわかる。

2011年6月1日付にて改正PFI法が公布され、本件改正によりコンセッション制度(公共施設等運営権)が導入された。コンセッション制度とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共に残したまま、公共施設等の経営を民間事業者が行う制度(福田・赤羽・黒石・日本政策投資銀行PFIチーム(2011))であり、運営権の対象となる事業が運営等であり、施設を含まないこととなっている(倉野・宮沢(2011))。

つまり新規施設だけでなく、既存施設にも公共施設等運営権の設定ができるものであり、Jリーグホームスタジアムにおいて、管理許可制度や指定管理者制度に代わる、管理運営における新たな官民連携手法となる可能性がある。

公共施設等運営権の設定に当たっては、運営権者(民間事業者)と公共との間で、利用料金といった運営の内容等を定めた公共施設等運営権実施契約を交わすこととなっている。利用料金等の運営内容については、契約の範囲内で自由な設定が可能である。

また、公共施設等運営権は、運営権対価を運営権者(民間事業者)が公共に支払うスキームであることから、自治体の財政支出を軽減することが可能である。ただし、運営権対価は将来に向けた事業価値の評価に基づき設定されるべきものである(福田・赤羽・黒石・日本政策投資銀行PFIチーム(2011))ことから、公共施設等運営権の設定可否の前提として、当該公共施設の収支状況の把握が重要であると考えられる。

## 2. 目的

本研究においては、Jクラブホームスタジアム管理運営の新たな手法として、改正PFI法に規定されるコンセッション制度(公共事業等運営権)の活用可能性を探り、新たな官民連携手法を示すことを目的とする。

## 3. 方法

本研究においては、①Jクラブホームスタジアムのうち、陸上トラックのない専用スタジアムを所有する15自治体への資料収集調査(スタジアム

の利用状況、収支状況等)、②事前にインタビューへの協力を得られた自治体の職員、PFI 法を所管する内閣府 PFI 推進室の職員、PFI 事業者への融資経験を有する金融機関の職員へのインタビュー(コンセッション制度活用への関心等)を実施した。

#### 4. 結果

スタジアムの収支に関しては、スタジアムごとに収支額規模は異なるものの、一部スタジアムの一部年度を除くとほとんどが赤字という結果となった。

自治体からは、コンセッション制度が自治体からの財政支出を軽減できるスキームなら関心はあるとの回答を得た。ただし、制度導入に伴う事務負担の増加や都市公園法等、他の関係法律とのバランスをどう整合できるのか、という懸念の声も聞かれた。

また、内閣府と金融機関からは、スタジアムへのコンセッション制度適用は可能であること、PFI 事業類型のうち、独立採算型だけでなく混合型スキームへも適用できること、スタジアムと商業施設等の多機能複合型施設となってもコンセッション制度が適用できる可能性はあること、との回答を得た。

#### 5. 考察

スタジアム単体では収支が赤字となることから、混合型スキームによるコンセッション制度導入の可能性が想定されると考えられる。

混合型の場合、民間ノウハウ活用や多機能複合型施設化等による収益増加、また、支出削減により、公共側から運営権者(民間事業者)に支払われるサービス対価や補助金の圧縮に結び付けることが期待される

指定管理者制度に代わる運営制度としてコンセッション制度が普及するためには、運営権者(民間事業者)が公共側から運営権を「買いたい」と

思わせるよう、踏み込んだ幅広い運営裁量を公共施設等運営権実施契約において公共側が認めることが肝要である。さらに、公共側がコンセッション制度を設計する事務負担が大きくなりすぎ取り組みへのモチベーションが下がらないよう、PFI 法を所管する内閣府 PFI 推進室において自治体や民間事業者が活用しやすいガイドラインを設計することも望まれる。

また、収益増加のためには、複合施設等の様々なスタジアム・ビジネスに取り組めるだけのある程度のマーケット規模が必要であると考えられる。J クラブホームスタジアムを整備し、公共施設等運営権を設定できる可能性のある都市の一例として、人口約 80 万人を擁し、街なかにスタジアムを整備できるだけの工場遊休地を抱える静岡県浜松市を挙げるものである。

#### 6. 結論

これまでの資料調査やインタビュー調査により、J クラブのホームスタジアムの収支が赤字であることが判明した。また、J クラブホームスタジアムがコンセッション制度(公共施設等運営権)の対象になり得ることが明らかになった。自治体側には財政支出を減らせるスキームであるのならば公共施設等運営権の活用ニーズがあることも明らかになった。

今後については、コンセッション制度が自治体の財政支出を少しでも減らせる官民連携手法となるべく、内閣府 PFI 推進室において、自治体側、民間事業者それぞれに活用しやすい運用設計と制度啓蒙活動を行うことが期待されよう。